

今後の協議にあたって考えられる論点

1 協議会設置の趣旨（条例前文）

地域の自主性及び自立性が求められる地方分権の理念にのっとり、大阪自らが主体的に地方自治の在り方を考え、大阪にふさわしい大都市制度を創り上げていくことが、新しい時代を切りひらくために不可欠。
 そのためには、大阪から国に対して具体的な提案を行い、国における大都市制度に関する議論を促進することで、新たな大都市制度の構築に必要な法制の整備等につなげていかなければならない。
 大阪府及び大阪市が、大都市制度に関する検討の主体である協議会を設け、住民を代表する機関である議会及び長がともに参加し、国の動向も踏まえ、具体的な提案等を行い、もって、大阪にふさわしい大都市制度を推進するため、条例に基づき協議会を設置。

2 協議会の役割（条例第9条）

地域の実情に応じた新たな大都市制度に関する『基本計画』を策定するものとする。
 基本計画に係る協議において、国における大都市制度に関する取組の状況を踏まえ必要と認めるときは、国に対して大都市制度に関する提案をすることができる。

3 基本計画の項目（条例第10条）毎の論点

(1) 大都市制度に関する基本的な方針に関すること

大阪にふさわしい大都市制度の態様はどのようなものか。

(A) 広域自治体と基礎自治体の機能をあわせもつ一層制

- 特別自治市、都市州 など

(B) 広域自治体と基礎自治体の二層制

- 都区制度、基礎自治体優先の原則のもと広域と基礎の役割分担を明確化したもの など

(C) 現行の府県と政令市の間で改革を推進

（役割分担の見直し、行政運営形態の改革、都市内分権の推進など）

(2) 広域自治体の在り方に関すること

これからの広域自治体に求められる役割はどのようなものか。

府県と政令市、特に大阪市は政令市権能にとどまらず、地下鉄など高次の都市機能を担ってきたが、こうした広域機能を一元化すべきかどうか。一元化する場合、どのような方法が考えられるのか。制度的にどうあるべきか。

広域自治体の権限、税財源、組織人員体制はどうあるべきか。

(3) 基礎自治体の在り方に関すること

これからの基礎自治体に求められる役割はどのようなものか。

政令市である大阪市の在り方をどのように考えるのか。

- ・ 住民自治はじめ基礎自治体としての機能を強化するにはどうすべきか。
- ・ 規模、エリアはどうあるべきか。
- ・ 権限、税財源、組織人員体制はどうあるべきか。
- ・ 新たな区間の財政調整は必要か。どのような仕組みが考えられるのか。大阪市以外の府内市町村の在り方をどのように考えるのか。

(4) 議会の在り方に関すること

(1)～(3)を踏まえた議会の在り方はどのようなものか。

- ・ 選挙区
- ・ 議員数
- ・ 選出方法
- ・ 身分

(5) 新たな大都市制度についての手続に関すること

大阪にふさわしい大都市制度を実現するための手続に関する法制度として、どのようなものが考えられるのか。

新たな大都市制度を実現するにあたって、住民投票をどうするのか。

基本計画の策定に住民意見をどのように反映していくのか。

